

福島県立福島高等学校同窓会回奨学金 令和8年度（第11回）奨学生募集要項

1 趣旨

福島県立福島高等学校同窓会は、本校16回卒業生の篤志による「一六回奨学金基金」をもとに、次代を担う人材を育成することを目的として、「福島県立福島高等学校同窓会一六回奨学金」を設立いたしました。

この基金に基づいて、本校を卒業し、経済的に困窮な事情にあつて人物及び学業ともに優れ、大学に進学した生徒に対して、奨学金を支給するものです。

この奨学金制度によって、本校から社会貢献に寄与できる、多くの有能な人材が輩出されることを期待するものであります。

2 奨学金の内容・金額

大学入学一時金として50万円。この奨学金は返済の義務はなく、他の奨学金制度との併用も可能です。

3 採用予定人数

令和8年4月から大学へ進学する奨学生1名。

4 応募資格

- (1) 福島県立福島高等学校を令和8年3月に卒業していること。
- (2) 高校1学年次から3学年次までの成績評定平均値が4.3以上であること。
- (3) 保護者（両親等）の市町村民税所得割額（保護者の合算）が100,000円未満であること。
- (4) 令和8年4月に学校教育法による日本国内の国立・公立・私立のいずれかの大学（ただし、夜間部及びそれに類する学部、学科、通信学部並びに短期大学を除く）に進学すること。また、奨学金贈呈式時点で在学していること。
- (5) 将来への明確な夢や目標に向けて、大学に進学した後も、向学心に燃えていること。

5 応募方法

応募者は、下記の書類を福島県立福島高等学校同窓会事務局あてに、角2形封筒「同窓会奨学生応募書類在中」と明記し、書留郵便にて提出してください。（提出書類は、お返しいたしません）

募集期間は、令和8年5月15日（金）～7月1日（水）（必着）です。

なお、提出書類については、当事務局で保管後、破棄させていただきます。

- (1) 奨学生願書
本要項「10 応募書類の入手方法」で示される奨学生願書に必要事項を記入したもの。
- (2) 調査書
高校在学時の調査書（原本1通）
- (3) 保護者（両親）の所得を証明する書類（原本各1通）
市町村が窓口で発行する令和8年度課税証明書
（令和7年分の所得が反映され、市町村民税所得割額がわかるもの）
- (4) 大学の在学証明書
入学した大学の在学証明書（原本1通）
- (5) 課題作文
「大学卒業後の夢・目標に向けて」
指定原稿用紙にて1,200字以内でペン、鉛筆等で自筆したもの。

6 選考方法

- (1) 選考方法
奨学生希望者から提出された応募書類をもとに、令和8年7月下旬に「福島県立福島高等学校同窓会一六回奨学生選考委員会」において書類審査のうえ、奨学生を決定いたします。
- (2) 選考結果の通知
福島県立福島高等学校同窓会事務局から選考結果について、令和8年8月上旬までに通知します。
なお、選考内容に関するお問い合わせには一切応じられません。

7 奨学金贈呈式

福島県立福島高等学校同窓会において、令和8年8月中旬に本校内で奨学金贈呈式を実施いたします。

8 支給方法

上記の奨学金贈呈式が終了した後、奨学生に対して、指定された金融機関口座に奨学金を振り込みます。

9 個人情報の取り扱いについて

奨学金の応募に係る奨学生願書等については、奨学金事務のため利用し、その他の目的には利用しません。

10 応募書類の入手方法

以下よりダウンロードしてください。

<https://baienkai.org/>

11 問い合わせ先

〒960-8002

福島県福島市森合町5番72号

福島県立福島高等学校

担当 同窓会事務局長 菅野祐哉

TEL 024 (535) 2391